

君津市道路等境界確定に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、君津市が管理する道路等と隣接する土地との境界の確定（以下「境界確定」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路等 道路、河川、水路、湖沼、ため池、その他の水流又は水面をいう。
- (2) 申請地 道路等に隣接し、境界を確定しようとする土地をいう。
- (3) 関係地 申請地に隣接する土地（道路等を除く。）及び申請地の対側地をいう。

(境界確定の申請をすることができる者)

第3条 第5条第1項の申請をすることができる者は、申請地の所有者とする。ただし、申請地の所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める者をして同項の申請をすることができる。

- (1) 死亡している場合 申請地の所有者の相続人
- (2) 法人であって、当該法人が解散または倒産している場合 当該法人の清算人又は破産管財人
- (3) 制限行為能力者である場合 申請地の所有者の法定代理人

2 第5条第2項の申請をすることができる者は、公共事業等により境界立会が必要な国、地方公共団体その他公共団体等とする。

(代理人への委任)

第4条 申請地の所有者（前条ただし書の規定の適用を受ける者を含む。以下同じ。）は、次条第1項の申請をしようとする場合において、土地家屋調査士（土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条第1項の規定により土地家屋調査士名簿に登録を受けた者をいう。以下同じ。）又は測量士（測量法（昭和24年法律第188号）第49条第1項の規定により測量士名簿に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を代理人として、境界確認に関する権限のうち境界同意にかかる権限を除く全部又は一部を委任することができる。この場合において、申請地の所有者は代理人に委任する権限の範囲を明確にしなければならない。

(申請)

第5条 境界確定の申請をしようとする申請地の所有者（以下「申請者」という。）は、境界確定並びに境界確定協議書の交付申請書（別記第1号様式 以下「申請書」という。）に当該申請地に係る次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 公図の写し
- (2) 合わせ公図（法務局備え付けの公図を転写したものに、転写年月日、地目、地積、所有者氏名その他の必要事項を記載したうえで、境界確認をしようとする位置を朱書きで示し、作成した土地家屋調査士又は測量士の記名押印をしたもの。）

- (3) 関係地所有者等一覧（別記第2号様式。ただし、前号の合わせ公図に記載されている場合は省略することができる。）
 - (4) 申請地の登記事項証明書（ただし、申請日から起算して3箇月以内のものに限る。）
 - (5) 申請地及び関係地の地積測量図
 - (6) 現地案内図
 - (7) 委任状（別記第3号様式 ただし、国、地方公共団体その他公共団体が申請する場合は省略することができる。）
 - (8) その他、申請前の事前調査で市から提供した資料や換地図等の参考資料
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
- 2 境界確定証明書の交付申請をする場合には、申請書を境界確定並びに境界確定証明書の交付申請書（別記第4号様式）に代えることができる。

（事前調査）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、申請地に関する資料及び申請地の状況について調査を行うものとする。

（立会い）

第7条 市長は、前条の規定による事前調査が終了したときは、申請者及び関係地所有者とともに申請地の境界の立会いを行うものとする。立会日の日程調整は申請者が行うものとし、境界確認が公平かつ適正に行われるよう事前調査の期間を考慮し、申請書を提出した日から概ね1月後を立会日として調整するものとする。ただし、境界確認の範囲の広狭、難易その他特別な事情がある場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条の規定による申請書の提出があった日の翌日から起算して3箇月以内に立会いが行われないときは、市長は、境界の立会いを行わないことができる。
- 3 市長は、第1項の立会いを、第三者に委託して行わせることができる。
- 4 前項の規定により立会いを行う受託者は、市長が発行する身分証明書（別記第5号様式）を携帯するとともに、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（境界確認の原則）

第8条 市長は、境界確認を行うときには、申請地及び対側地の境界線の位置を確認するものとする。ただし、次に掲げる場合で、客観的な資料、図面、現地状況等に基づき道路等の敷地の幅員等が明らかに確保され、当該道路等の境界線形の整合性が将来にわたって妥当と判断でき、かつ、申請者及び関係土地所有者に明らかに不利益が生じないと認められるときは、道路等と申請地の境界線により境界確認を行うことができる。

- (1) 道路等が土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業が施工された区域内に存する場合
- (2) 申請地先で過去に境界確定が為され、確定図面と申請地の境界標が国土調査法施行令別表第四の誤差内にある場合
- (3) 対側地に裁判所の処分制限等が付されている場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に認める場合
(境界の確定)

第9条 市長は、前条の規定による立会いの結果協議が整ったときは、申請者及び関係地所有者の全員から境界同意書（別記第6号様式）に確認した土地の所在地番、地目を記入し、住所、氏名を自署のうえ押印したものを、申請者を通じて徴するものとする。

- 2 市長は、境界同意書の提出があったときは、申請者に境界標を支給することができる。ただし、支給の対象となる境界標の数（一の申請者による関連する境界確認の申請が複数あるときは、それぞれの申請地に係る支給数を合計した数とする。）が30を超える場合は、原則支給しない。
- 3 申請者は、境界標を支給されたときは、速やかに境界標を敷設しなければならない。
- 4 申請者は、前3項に規定する作業が完了したときは、境界確定図及び設置した境界標等の写真台帳を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定により提出された境界確定図等を確認のうえ、境界を確定するものとする。
- 6 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の協議が整わなかったものとみなす。

- (1) 申請者又は関係地所有者が、第1項の規定による境界同意書を、正当な理由なく、立会いを行った日から3箇月以上経過しても提出しないとき。
- (2) 申請者が、第3項の規定による境界標を正当な理由なく敷設しないとき。
- (3) 申請者が、第4項の規定による境界確定図を正当な理由なく提出しないとき。

- 7 前項第2号の規定により協議が整わなかった場合は、申請者は、速やかに境界標を市長に返還しなければならない。

(境界確定協議書の取り交わし)

第10条 前条第5項の規定により確定した境界について、境界確定協議書の取り交わしをしようとする申請者は、境界確定協議書（境界確定図を添付し割印をしたもの）2部、その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の協議書の提出があったときは、その内容等を確認し、適当と認めたときは境界確定協議書を締結し、1部を申請者に交付するものとする。

(境界確定証明書の交付)

第11条 第9条第5項の規定により確定した境界について、境界確定証明書の交付を受けようとする国、地方公共団体その他公共団体は、境界確定図2部及び土地一覧表2部、その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容等を確認し、適當と認めたときは境界確定証明書1部を前項の申請を行った者に交付するものとする。

(申請書の取下げ)

第12条 申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、境界確定申請書取下書（別記第7号様式）により申請書の取下げを行なうものとする。

- (1) 申請書受理後、申請者の理由において立会の必要がなくなった場合。
- (2) 申請書受理後、3箇月以上経過しても現地立会が行われない場合。

(3) 申請書受理後、市長が申請の内容に不適当を認めた場合。

(境界確定の不調)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、境界確定を不調とする。

(1) 申請者又は、関係地所有者と境界確定の協議が整わなかったとき。

(2) 申請者に求めた書類が3箇月以内に提出されない場合。

(3) その他境界を確定することができない場合。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領施行の際現に境界確定がなされているものについては、この要領の相当規定によりなされた境界確定とみなす。

(施行期日)

1 この要領は、令和7年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領施行の際現に境界確定がなされているものについては、この要領の相当規定によりなされた境界確定とみなす。